

諸手当算出の基礎及び支給方法早見表

種 別	根 拠 条 例 等	算 出 の 基 礎							支 給 方 法			特定管理職員 (管理職手当 受給職員)	再任用職員	備 考
		給料 月額	給料の調整額	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	教職調整額	別に定める	給料に準ずる	次の支給日に支給	別に定める			
管理職手当	給与条例第9条 規則7-18	×	×	/	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
初任給調整手当	給与条例第9条の2 規則7-41	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	
扶養手当	給与条例第10条、第11条 規則7-0第6条 規則7-99	×	×	×	/	×	×	○	○	×	○	○	×	
地域手当	給与条例第11条の2 ～第11条の5 規則7-53	○	○	○	○	/	○	×	○	×	×	○	△	再任用職員の場合、異動保障等を除く。
住居手当	給与条例第11条の6 規則7-0第7条 規則7-61	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×	
通勤手当	給与条例第11条の7 規則7-38	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	
単身赴任手当	給与条例第11条の8 規則7-0第7条 規則7-106	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	
特地勤務手当等	給与条例第12条の2 給与条例第12条の3 規則7-62	○	○	×	○	×	○	×	○	×	×	○	×	
へき地手当等	給与条例第21条の4 給与条例第21条の5 規則7-39	○	○	×	○	×	○	×	○	×	×	○	×	
時間外勤務手当 (注)	給与条例第14条、第17条 規則7-0第8条 平成22年通知第367号	○	○	○	×	△	○	×	×	○	×	×	○	これらの算出の基礎における地域手当は、給料及び管理職手当の月額合計額に対するものとする。
休日勤務手当 (注)	給与条例第15条、第17条 規則7-0第8条 規則7-70	○	○	○	×	△	○	×	×	○	×	×	○	
夜間勤務手当 (注)	給与条例第16条、第17条 規則7-0第8条	○	○	○	×	△	○	×	×	○	×	×	○	
宿日直手当	給与条例第18条 規則7-17	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	
管理職員特別勤務手当	給与条例第18条の2 規則7-109	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	
期末手当	給与条例第19条 規則7-14	○	○	(加算額) ○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	
勤勉手当	給与条例第20条 規則7-15	○	○	(加算額) ○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	
寒冷地手当	給与条例第21条 規則7-1	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	
義務教育等教員特別手当	給与条例第21条の2 規則7-78	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
産業教育手当	給与条例第21条の3 規則7-36	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	△	○	特定管理職員のうち、校長を除く。
定時制通信教育手当	給与条例第21条の6 規則7-40	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	○	
農林漁業普及指導手当	給与条例第21条の7 規則7-44	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	
特殊勤務手当	給与条例第12条 規則7-2	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	
給料の調整額	給与条例第8条 規則7-16	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
教職調整額	給与条例給料表備考 規則7-65	○	/	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	

(注) 時間外勤務手当等の算出の基礎には、表のほか、初任給調整手当、給料の月額に対する特地勤務手当等・へき地勤務手当等、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当が含まれる。